

税務相談室

開業等に伴う税金

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 私は個人で医業を営んでいますが、例えば医院を法人組織にした場合や、相続等で財産を取得した場合の税金はどのようになるか教えてください。
2. 今年7月に自宅で内科を開業し、とりあえず所轄の税務署に開業届だけは提出しました。ほかに、どんな手続きが必要ですか。
3. 税務面ではどのような帳簿等を備え付けばよいでしょうか。

回答

1. 法人組織で事業を営む場合は法人税を、また、相続または贈与により財産を取得した場合は相続税または贈与税を納付することになる。

(1) 法人税

医療法人を設立した場合など、事業を法人形態で行えば、その法人の所得に対して法人税が課税されます。

ところで、医療法人の場合の税務上の取扱いは普通法人の場合と同じですが、①特定医療法人の法人税は、一般の公益法人が営む収益事業の場合と同じ税率に軽減され、②社会保険診療収入については個人と同様その収入の額に応じ72%から57%の損金算入が認められ、また、③会社ではないので、同族会社の特別税率は適用されないことになっています。

(2) 相続税

個人が相続または遺贈により財産を取得した場合に、その個人に対して相続税が課税されます。なお、法人が取得した場合は、原則として法人税が課税され、相続税は課税されません。また、相続税の計算は、まず、すべての相続人が受けた相続財産全体について計算し、次に、この算出された税額を各相続人の遺産の配分額の割合に応じて各相続人が納付する税額を計算します。

(3) 贈与税

個人が、他の個人から財産の贈与を受けた場合に、その財産を受けた個人に対して課税されるものが贈与税で、1月から12月までの贈与により受けた財産の額を基に税額を計算します。

なお、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の個人が、同日において65歳以上の直系尊属から財産の贈与を受けた場合には、通常の贈与税の計算によらず相続時精算課税の方法による計算を選択することもできます。

また、遺贈により取得した財産には、相続税が課税されますので、贈与税は課税されません。

2. 開業届のほか、税務署に提出する書類には、①給与の支払開始、②棚卸資産の評価方法、③減価償却資産の償却方法、④源泉税の納期特例、⑤青色申告などに関するものがある。

個人が新しく事業を始めた場合には、開業届など税務署に提出する書類には次のようなものがあります。なお、これらの書類は、(1)および(2)を除いては、いずれも納税者の選択により提出します。

(1) 個人事業の開業届出書

(2) 給与支払事務所等の開設届出書

開業の場合は、給与の支払を開始した日から1月以内に提出しなければなりません。

(3) 所得税の棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法の届出書

新たに事業を開始した場合に、棚卸資産の評価方法について最終仕入原価法以外の方法を選択する場合、または減価償却資産の償却方法について定率法を選択する場合には、この書類を開業した年の翌年3月15日（確定申告期限）までに提出しなければなりません。

(4) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

従業員が常時10人未満で、その源泉税を半年分とりまとめ7月と翌年1月の2回に納付する特例の適用を選択する場合に提出します。

(5) 所得税の青色申告承認申請書

青色申告を選択しようとする年の3月15日（年の中で開業した場合は開業後2ヵ月以内）までに提出します。

3. 最低限、①収入（雑収入などを含む）に関する事項、②仕入に関する事項、③仕入以外の経費に関する事項を記録する帳簿を備え付ける必要がある。

所得金額の計算は、実際の取引額を基に収入金額から必要経費を差し引いて計算しますので、基本的にはこれらの計算ができる帳簿を備え付けることが必要です。

また、法律的には、昭和60年から記帳、記録保存制度が実施されていますので、この制度に定められている帳簿は最低限備え付けなければなりません。

この制度では、総収入金額および必要経費に関する事項について記録しなければならないとされており、いわゆる収支計算を行うための帳簿を備え付ける必要があります。

これらのことから事業を合理的に経営していくための帳簿、できるだけ正確な記帳ということなどを考えると、青色申告の場合の帳簿記帳を参考にされるようおすすめします。